

## P-079

### アセトアミノフェン静注液の使用状況の調査と適正使用にむけての取り組み

福井赤十字病院 薬剤部

○金森 紀幸<sup>1</sup>、田中 友紀、安藤 和也、米倉知恵子、渋谷 貞一

【目的】アセトアミノフェン静注液（以下APAPi）の投与速度は、添付文書に「15分かけて静脈内投与」と記載されている。しかし、本院では注射調剤や病棟業務を行う際、15分を超えた投与速度指示が見受けられたため、使用状況を調査、投与速度に関する情報提供を行い適正使用を推進することとした。  
【方法】2014年1月～2015年12月（期間A）にAPAPiが使用された患者カルテより投与速度のデータを抽出し、APAPiの投与速度が15分を超えて使用していた医師16名に対して、添付文書に記載されている投与速度を認識しているか聞き取り調査を行った。認識していなかった場合は情報提供を行い、その後DIニュースで病院全体にも情報提供を行った。  
さらに情報提供後の2016年2月～3月（期間B）に再調査を行うとともに、期間Aに15分を超えて使用しかつ期間Bで適正に使用した医師7名に対して、効果・安全性の変化について聞き取りを行った。  
【結果】期間Aの196例のうち15分を超えて使用した症例は30例（15.3%）で、添付文書に記載されている投与速度を認識していなかった医師は8名だった。期間Bの55例のうち15分を超えて使用した症例は1例（1.8%）だった。また、すべての医師より適正な速度に変更したことによる効果・安全性の変化は見られないという意見を得た。  
【考察】今回の取り組みにより、APAPiの投与速度を院内に周知することができたことから、適正使用の推進ができたと思われる。また、医師からは「投与時間の短縮による患者のQOLの改善が得られた」や「外来診療においても15分なら使用したい」という意見も聞かれた。今後も病棟活動において更にAPAPiの使用状況に注意し、適正使用に努めていきたいと考える。

## P-081

### ドセタキセル非エタノール製剤は先発品と比べ浮腫発現リスクを高めるか

高山赤十字病院 薬剤部<sup>1</sup>、高山赤十字病院 外科<sup>2</sup>

○洞口 拓也<sup>1</sup>、和田 泰明<sup>1</sup>、上田 秀親<sup>1</sup>、井川 愛子<sup>2</sup>、竹中 勝信<sup>1</sup>

【背景】先発品のドセタキセルは溶解液にエタノールを含むことから、アルコール不耐症の方や外来化学療法を受ける際に車を運転される方に対しては付属の溶解液を用いずに薬液の調製を行う。2015年6月よりニプロ社よりドセタキセルの非エタノール製剤が販売され、先発品と比べ薬剤費の減少や調製の時間短縮などのメリットから本院でも採用し、新規対象患者から順次切り替えて化学療法を行った。外科の医師より切り替えてから患者から浮腫を訴えることが増えたこと薬剤部に相談があった。ドセタキセルの副作用の一つに浮腫があるが、これまでにエタノールを溶解液に含む先発品での発現報告はあるものの、非エタノール製剤による浮腫についての報告はない。  
【方法】2011年10月から2016年4月の間に当院の外科で化学療法を行った乳がん患者を対象集団とした。そのうち先発品のドセタキセル投与群21例をコントロール群、非エタノール製剤投与群8例を被験薬群として後方視的ケースコントロール研究を行った。浮腫の有無は電子カルテの診療記録から調査した。コントロール群と被験薬群の浮腫の有無からオッズ比を算出した。  
【結果】ドセタキセル投与後に浮腫が発現した症例は、コントロール群21例中9例、非エタノール製剤群8例中6例であった。浮腫発現のオッズ比は、非エタノール製剤群4.0（95%信頼区間：2.18-5.82）であった。  
【考察】今回の結果からドセタキセル非エタノール製剤の浮腫発現リスクの上昇を断定できないが、非エタノール製剤が先発品よりも浮腫を起こしやすい可能性が示唆された。

## P-083

### 薬剤師業務における疑義照会分析～DIの立場からプレアボイド報告へ～

京都第二赤十字病院 薬剤部

○城月 智帆、中村 久美、堀内あす香、神田英一郎、小森 玉緒、友金 幹視、三上 正

【目的】京都第二赤十字病院（以下、当院）における薬剤師の疑義照会件数は、2012年病棟薬剤業務実施加算取得を契機に年々増加し、2015年度は年間4096件に及ぶ。医薬品情報管理課では、疑義照会内容の一部を定期的に薬剤部内へメール発信し薬剤師間で情報共有を行っている。データ集積し分析する中で、薬剤師が薬歴をはじめとする患者情報に基づいた疑義照会により、副作用を未然に回避あるいは副作用の重篤化を回避できたプレアボイド事例が散見された。しかしながら、プレアボイド報告は一部の事例にとどまっている。今回、この疑義照会データより内容を解析し、プレアボイド事例に相当するものを抽出し、医薬品情報管理課業務として定期的に報告することとしたので事例も併せて報告する。  
【方法】2015年度（2015年4月～2016年3月まで）の1年間における疑義照会データを分析した。  
【結果】2015年度の疑義照会件数のうちプレアボイドに相当する事例は約100件であった。実例としては、併用禁忌に関する項目やがん化学療法の投与量、術後の抗血栓薬の再開漏れ等重大な副作用の未然回避が多かった。  
【考察】プレアボイド事例には病棟内で薬剤師により発見される事例が多数見られたことから他職種連携も重要である。病棟専任薬剤師がベッドサイドに赴き、処方疑問を抱き、患者情報に基づいた疑義照会をすることがプレアボイド事例に繋がったと考えられる。  
【結語】今後は疑義照会事例及びプレアボイド事例を薬剤師間だけでなく、医師・看護師からも閲覧可能な共有フォルダにファイルで保存し、情報の共有化をはかり、安全で良質な薬物治療に繋げていきたい。

## P-080

### 腎排泄型抗菌薬の投与量に関する薬剤師介入の現状

熊本赤十字病院 薬剤部

○小山 美晴<sup>1</sup>、岩田 一史、陣上 祥子

【はじめに】抗菌薬の多くは腎排泄型の薬剤であり、腎機能に応じた投与量調節が必要である。熊本赤十字病院（以下、当院）では、院内の抗菌薬適正使用指針に基づき、薬剤師は腎機能に応じた投与量についての症例で処方チェックを行っている。今回、当院での腎排泄型抗菌薬の投与量に関する薬剤師の介入状況を調査し評価したので報告する。  
【調査方法】平成27年4月から平成28年3月の1年間で、TDM対象医薬品を除く腎排泄型抗菌薬24品目について、腎機能に応じた投与量に関し薬剤師が医師に疑義照会を行った件数および内容について調査した。  
【結果】疑義照会件数は101件であり、対象品目の投与件数の0.39%であった。疑義照会の内容は投与量の減量提案が96件、増量提案が5件であり、そのうち投与量が変更となったのはそれぞれ81件（84.3%）と4件（80%）だった。疑義照会件数が最も多かったのはCFPN、次いでLVFX（内服）、PIPC/TAZ、ABPC/SBT、LVFX（注射）の順であった。また、調剤室・注射科室からの疑義照会は新規処方量の投与量に対するものが多かったのに対し、病棟薬剤師は抗菌薬投与中の腎機能の変化に対する投与量変更の提案が多かった。  
【考察】疑義照会に対する処方提案の受け入れ率は高く、腎機能について調剤時の確認および入院時の継続的なモニタリングにより、抗菌薬の適正使用に貢献できていると考えられた。また、注射より内服抗菌薬の疑義照会件数が多かったことから、今後は内服抗菌薬の腎機能に応じた投与量に関して医師に情報提供をすることでさらなる適正使用に努めていきたい。

## P-082

### 薬剤師業務における疑義照会分析～医療安全の立場から見るインシデント報告～

京都第二赤十字病院 薬剤部<sup>1</sup>、医療安全推進室<sup>2</sup>

○小森 玉緒<sup>1,2</sup>、城月 智帆<sup>1</sup>、中村 久美<sup>1</sup>、堀内あす香<sup>1</sup>、神田英一郎<sup>1</sup>、友金 幹視<sup>1</sup>、徳田 洋子<sup>2</sup>、三上 正<sup>1,2</sup>

【目的】京都第二赤十字病院（以下、当院）の昨年度インシデントアクシデント報告は2,508件で、そのうち36%は薬剤関連の報告である。しかし大半は看護師の与薬業務に関するもので、薬剤師からの報告は全体の報告件数の2%にも満たず医薬品の安全にどのように薬剤師が関わっているのか院内での認識は充分ではないと危惧される。また、PMDAや日本医療機能評価機構からは「抗血栓薬の服薬状況把握不足事例」や「アレルギー既往の薬剤投与事例」など医薬品関連の安全情報が発出されており、当院においての現状を検証する必要がある。そこで今回、薬剤師の疑義照会についてリスクマネージャー（以下、RM）の立場から分析を行ったので報告する。  
【方法】2015年度の疑義照会件数4,096件のうち、個々の薬剤師が重要度が高いと判断したものと薬剤部RMが重要と判断したものを合わせて約1,700件を抽出し、「疑義照会内容」、「当該薬の薬効」、「疑義照会を行う主な判断情報」について分類し分析した。  
【結果・考察】「用法・用量に関する内容」を例にとると、添付文書における通常の用法・用量と異なる為の疑義照会に加え、腎機能など検査値に応じた減量提案や患者の副作用履歴等を情報提供し用量の再検討を医師と共に行うなどの例も見られ、副作用の未然回避や治療効果にも寄与していることがうかがえた。  
【結語】疑義照会は薬剤師法第24条に定められているが、疑義照会しなければ患者に何らかの影響を及ぼす可能性がありインシデント報告として評価されるものと考えられる。今後は、疑義照会内容を院内に有効にフィードバックし、適切な記録をカルテに保存する仕組みを整える必要があると考える。

## P-084

### 薬剤師業務における疑義照会分析～病棟薬剤師の立場から処方提案事例の抽出～

京都第二赤十字病院 薬剤部

○中村 久美、城月 智帆、堀内あす香、神田英一郎、小森 玉緒、友金 幹視、三上 正

【目的・背景】京都第二赤十字病院（以下、当院）薬剤部の2015年度疑義照会件数のうち、内服・注射を含め調剤部門の疑義照会件数は1,282件（31.3%）、病棟薬剤師の疑義照会件数は2,658件（64.9%）、化学療法・薬剤師外来での疑義照会件数は151件（3.7%）であった。調剤室においては主に処方箋に基づいた疑義照会が行われるのに対し、病棟薬剤師業務、化学療法・薬剤師外来での疑義照会はそれだけにとどまらず、適正な薬物療法が実施されるための処方提案に至る事例が多く見られた。そこで今回、2015年度に行われた疑義照会のうち病棟薬剤師の処方提案事例を抽出し、内容を精査したので報告する。  
【方法】2015年度（2015年4月～2016年3月）までの疑義照会データを分析した。  
【結果】2015年度の疑義照会件数は4,096件でそのうち処方提案は約1,000件であった。処方提案の契機となっているのは抗菌薬の適正使用に関する例が多く、続いて検査値結果に基づいたTPNの変更、抗血栓薬の休薬や増量に関する提案であった。  
【考察】抗菌薬に関しては細菌検査結果や患者の状態を把握して提案されており、化学療法に関しては、副作用の発現を早期に把握し処方提案した事例が多かった。両者とも、TDM解析やレジメンチェックなどが発端となった処方提案が多かった。調剤時では照会できないような処方方も、病棟業務に携わることで疑義照会をすることが可能となり、よりよい医療の質の向上に貢献することができたことと考える。

10月20日（木）  
般演題（ポスター）  
抄録